

「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」の廃止
について

平成18年1月31日

閣議決定

「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」（平成11年3月23日閣議決定）は、その趣旨が行政手続法の一部を改正する法律（平成17年法律第73号。以下、「改正法」という。）による改正後の行政手続法（平成5年法律第88号。以下「新法」という。）に引き継がれるため、改正法の施行に伴いこれを廃止する。ただし、改正法附則第2条第2項の経過措置により新法第6章の規定を適用しない命令等のうち、従来、意見提出手続を経て策定するものとして同閣議決定の対象であったものについては、なお従前の例による。